

その他（報告事項）

機密性
協会けんぽに係る主な動き等について（報告事項）

・前回評議会から本日まで

R7.10.24

令和7年度 第2回栃木支部評議会

R7.10.27

栃木県社会保険労務士会事務連絡協議会

R7.10.30

令和7年度 第1回栃木県国保運営協議会〈支部長〉

R7.11.5

下野市国保運営協議会（企画総務部長）

R7.11.7

日本年金機構・協会けんぽ連絡協議会

R7.11.17

第20回後期高齢者医療運営懇談会〈支部長〉

R7.11.21

令和7年度 年金委員・健康保険委員功労者表彰式

R7.11.26

関東信越ブロック支部長会議〈支部長〉

R7.11.28

全国健康保険協会運営委員会（第138回）

R7.12.10

令和7年度 第2回県東地域医療構想調整会議〈支部長〉

R7.12.15

令和7年度 協会けんぽ栃木支部 健康づくり推進協議会

R7.12.17

令和7年度 栃木県医療費適正化計画協議会〈支部長〉

令和7年度 第2回県北地域医療構想調整会議〈企画総務部長〉

機密性
協会けんぽに係る主な動き等について（報告事項）

R7.12.18

令和7年度 栃木県保険者協議会第2回〈支部長〉

令和7年度 第2回県西地域医療構想調整会議〈企画総務部長〉

R7.12.23

全国健康保険協会運営委員会（第139回）

令和7年度 第2回宇都宮地域医療構想調整会議〈支部長〉

R7.12.25

令和7年度 第2回全国支部長会議

R8.1.15

令和7年度 第3回栃木支部評議会

令和6年度 業績評価結果一覧表

令和6年度総合評価

A

●個別評価

I. 健康保険

1. 基盤的保険者機能関係

令和6年度評価項目	令和6年度				令和5年度評価項目	令和5年度			
	重要度	困難度	自己評価	最終評価		重要度	困難度	自己評価	最終評価
(1) 健全な財政運営	高	高	A ^{※2}	A	健全な財政運営	高	高	A ^{※2}	A
(2) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底	-	高	A ^{※2}	A	業務改革の推進	-	高	A ^{※2}	A
(3) サービス水準の向上	-	高	A ^{※1}	A	サービス水準の向上	-	高	A ^{※1}	B
(4) 現金給付等の適正化の推進	-	-	B ^{※2}	B	現金給付の適正化の推進	-	-	B ^{※2}	B
(5) レセプト点検の精度向上	-	高	B ^{※1}	B	効果的なレセプト内容点検の推進	-	高	S ^{※1}	A
(6) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	-	高	B ^{※1}	B	返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	-	高	B ^{※1}	B
(7) DX(デジタルとタンスフォーメーション)の推進	高	高	A ^{※1}	A		-	-	-	-

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:令和6年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」:令和6年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」:令和6年度計画を達成している(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」:令和6年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」:令和6年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

全国健康保険協会の業績に関する評価結果について(令和6年度) 抜粋

(協会作成)

令和6年度 業績評価結果一覧表

I. 健康保険

2. 戦略的保険者機能関係

令和6年度評価項目	令和6年度				令和5年度評価項目	令和5年度			
	重要度	困難度	自己評価	最終評価		重要度	困難度	自己評価	最終評価
I) データ分析に基づく事業実施 ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上	高	高	A※2	A	調査研究の推進	高	高	A※2	A
② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用	高	高	A※2	A		-	-	-	-
③ 好事例の横展開	高	高	A※2	A	コラボヘルスの推進	高	-	A※1	A
II) 健康づくり ① 保健事業の一層の推進	-	-	B※2	B	保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	-	-	B※2	B
② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	高	高	B※1	B	特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	高	高	B※1	C
③ 特定保健指導実施率及び質の向上	高	高	B※1	B	特定保健指導の実施率及び質の向上	高	高	B※1	C
④ 重症化予防対策の推進	高	-	B※1	B	重症化予防対策の推進	高	高	C※1	D
⑤ コラボヘルスの推進	高	-	B※1	B	コラボヘルスの推進	高	-	A※1	A
III) 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用	高	高	A※1	A	ジェネリック医薬品の使用促進	高	高	B※1	B
② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信	高	-	B※2	B	地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	高	高	B※1	C
③ インセンティブ制度の実施及び検証	-	-	B※2	B	インセンティブ制度の実施及び検証	-	-	B※2	B
IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進口	-	-	B※1	B	広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	-	-	B※1	B

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 令和6年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、

又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」: 令和6年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」: 令和6年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」: 令和6年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」: 令和6年度計画を下回っており、業務の停止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

全国健康保険協会の業績に関する評価結果について(令和6年度) 抜粋

(協会作成)

令和6年度 業績評価結果一覧表

Ⅲ. 組織・運営体制関係

令和6年度評価項目	令和6年度				令和5年度評価項目	令和5年度			
	重要度	困難度	自己評価	最終評価		重要度	困難度	自己評価	最終評価
I-①人事制度の適正な運用	-	-	B※2	B	人事制度の適正な運用	-	-	B※2	B
I-②新たな人員配置のあり方の検討	-	-	B※2	B	OJTを中心とした人材育成	-	-	B※2	B
I-③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	-	-	B※2	B	人事評価制度の適正な運用	-	-	B※2	B
I-④働き方改革の推進	-	-	B※2	B		-	-	-	-
I-⑤風通しのよい組織づくり	-	-	B※2	B		-	-	-	-
I-⑥支部業績評価に通じた支部の取組の向上	-	-	B※2	B	支部業績評価の実施	-	-	B※2	B
Ⅱ-①内部統制の強化	-	-	B※2	B	内部統制の強化	-	高	A※2	B
Ⅱ-②個人情報の保護の徹底	-	-	B※2	B	リスク管理	-	-	B※2	B
Ⅱ-③法令等規則の遵守(コンプライアンス)の徹底	-	-	B※2	B	コンプライアンスの徹底	-	-	B※2	B
Ⅱ-④災害への対応	-	-	B※2	B	リスク管理	-	-	B※2	B
Ⅱ-⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備	-	-	B※2	B	リスク管理	-	-	B※2	B
Ⅱ-⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等	-	-	A※1	A	費用対効果を踏まえたコスト削減等	-	-	A※1	A
Ⅲ-①協会システムの安定運用	-	-	B※2	B	協会システムの安定運用	-	-	B※2	B
Ⅲ-②制度改正等に係る適切なシステム対応	-	-	B※2	B	制度改正等にかかる適切なシステム対応	-	高	A※2	A
Ⅲ-③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上	-	-	B※2	B		-	-	-	-
Ⅲ-④中長期を見据えたシステム対応の実現	-	-	B※2	B	中長期を見据えたシステム構想の実現	-	-	B※2	B

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 令和6年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、

又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」: 令和6年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」: 令和6年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」: 令和6年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」: 令和6年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた根本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む根本的な業務の見直しが必要。

令和7年度 年金委員・健康保険委員功労者表彰式について

【日 時】

令和7年11月21日（金）14：00～

【場 所】

ベルヴィ宇都宮

【内 容】

年金委員健康保険委員功労者表彰式

【表彰対象者】

【全国健康保険協会 理事長表彰】 ※五十音順

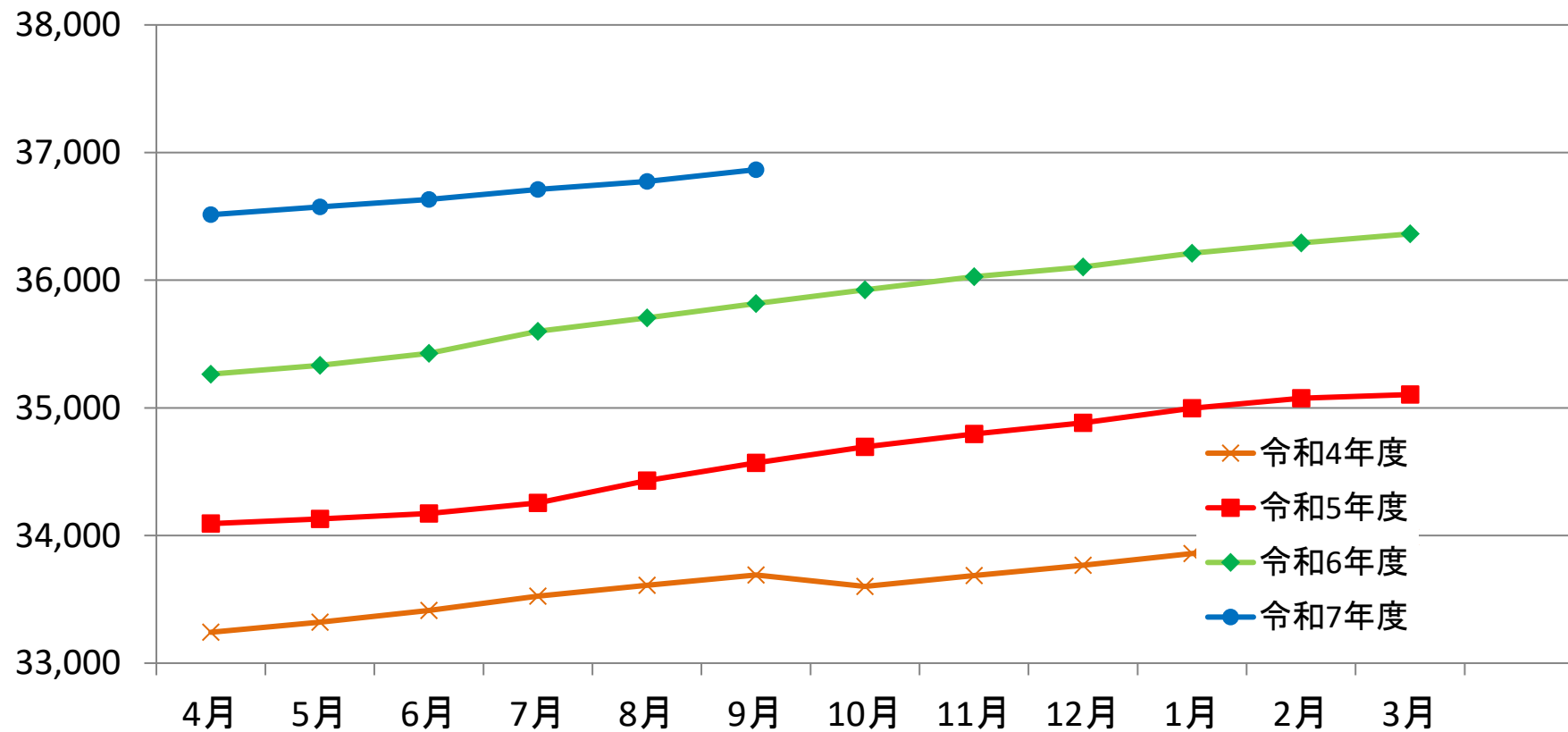
氏名	事業所の名称
石井 幸子 様	協和測量設計 株式会社
井上 紀子 様	鹿沼ケーブルテレビ 株式会社
澤 薫 様	株式会社 ナステクノ

【全国健康保険協会 栃木支部長表彰】 ※五十音順

氏名	事業所の名称
岡田 利夫 様	日本プラスター 株式会社
国井 和浩 様	桜岡建設 株式会社
斎藤 明美 様	船生建設 株式会社
高島 恵子 様	株式会社 ウィズネット
高橋 真樹 様	鹿沼商工会議所
廣瀬 美沙子 様	株式会社 田中工業
廣田 由子 様	和田工業 株式会社
渡辺 浩臣 様	日光商工会議所

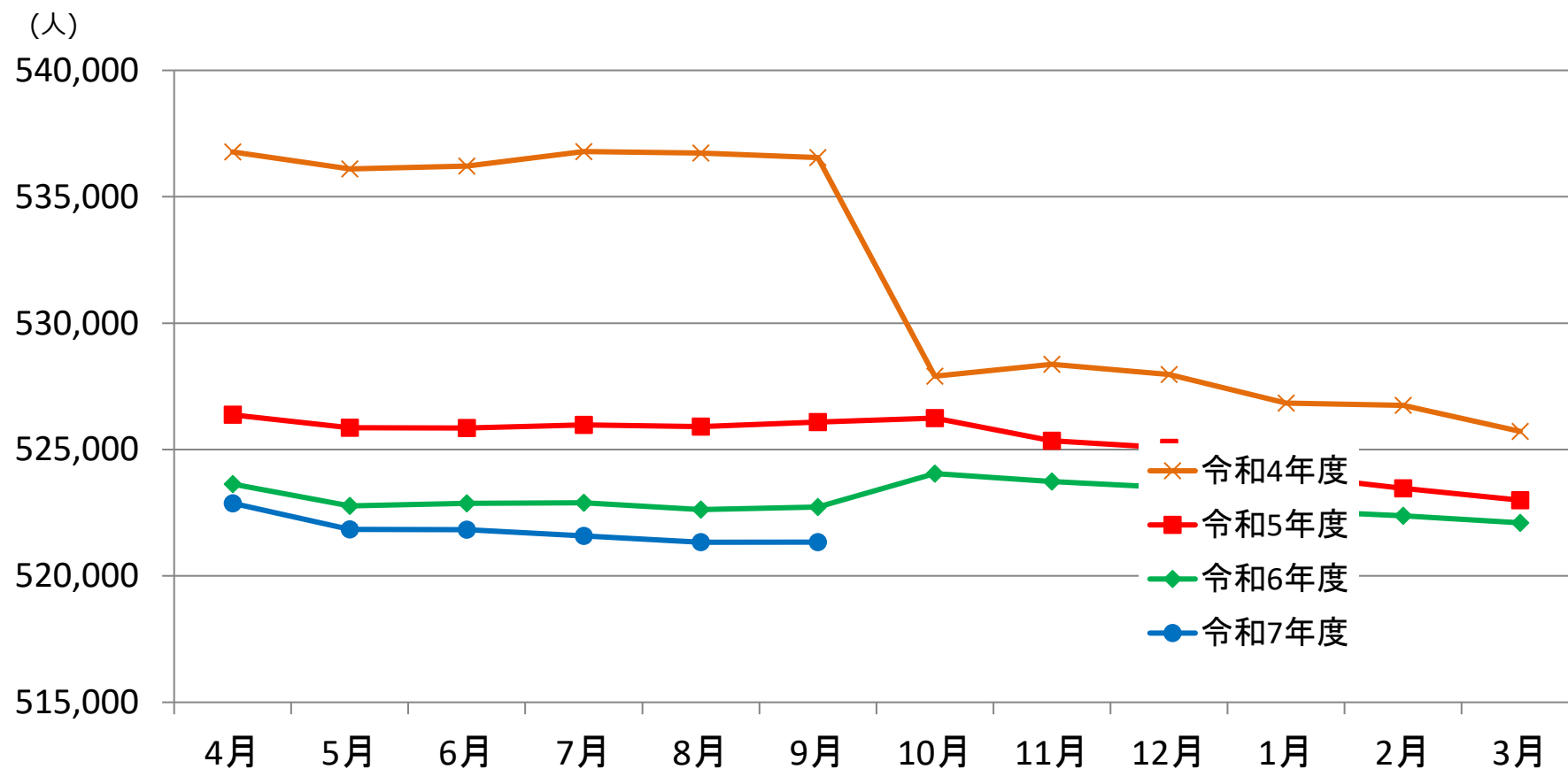
適用事業所数の推移

(事業所)



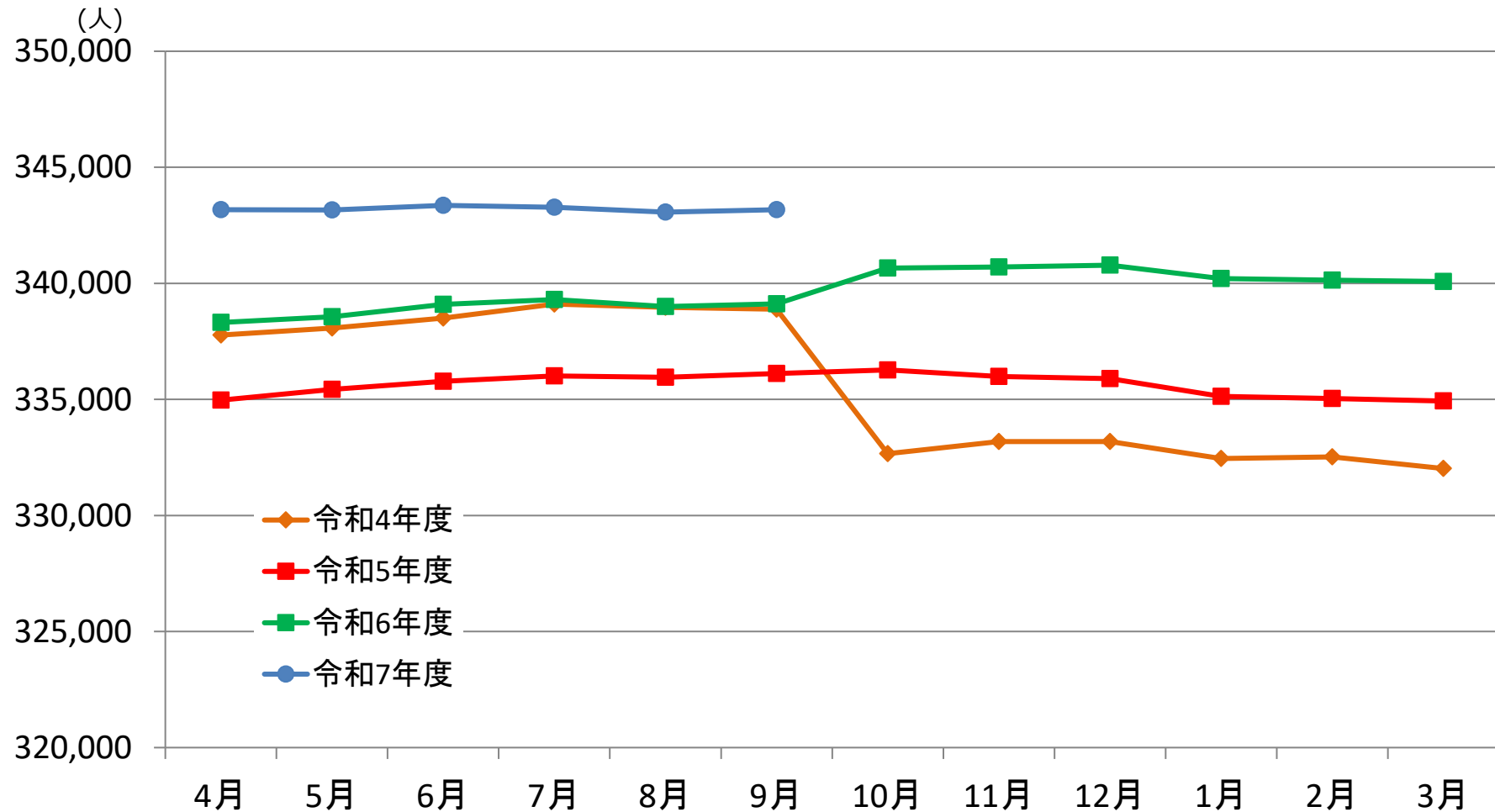
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	33,242	33,320	33,412	33,525	33,609	33,690	33,601	33,686	33,766	33,859	33,935	33,989
令和5年度	34,093	34,129	34,173	34,256	34,430	34,568	34,694	34,795	34,883	34,996	35,076	35,104
令和6年度	35,264	35,333	35,427	35,600	35,705	35,818	35,925	36,027	36,103	36,212	36,293	36,363
令和7年度	36,513	36,575	36,632	36,711	36,773	36,866						

加入者数(被保険者数+被扶養者数)の推移



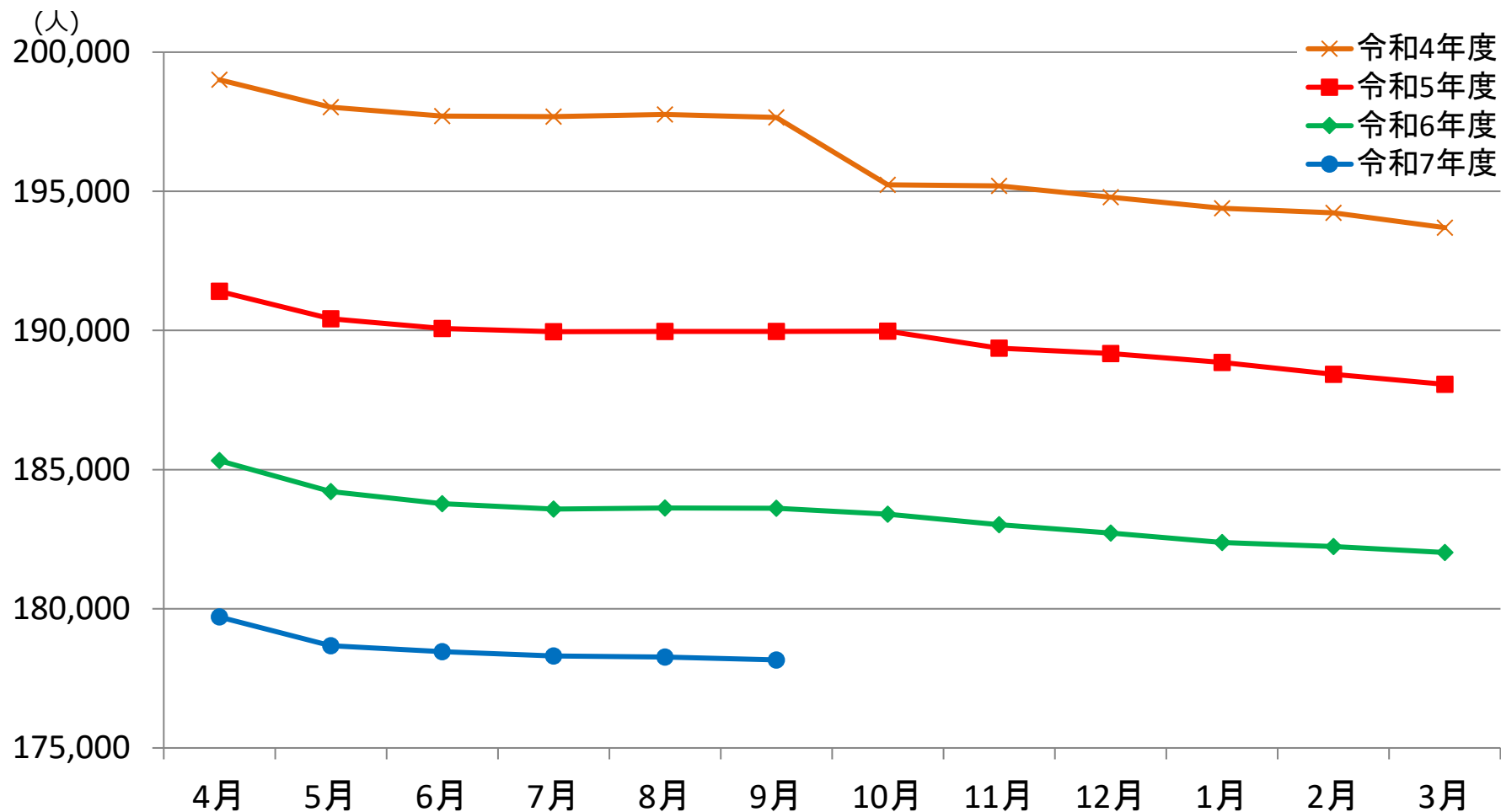
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	536,777	536,102	536,210	536,789	536,726	536,548	527,897	528,376	527,971	526,842	526,752	525,718
令和5年度	526,372	525,858	525,851	525,970	525,910	526,083	526,246	525,345	525,063	523,986	523,469	522,996
令和6年度	523,636	522,769	522,871	522,891	522,619	522,730	524,049	523,730	523,499	522,587	522,373	522,101
令和7年度	522,874	521,836	521,824	521,581	521,331	521,337						

被保険者数の推移



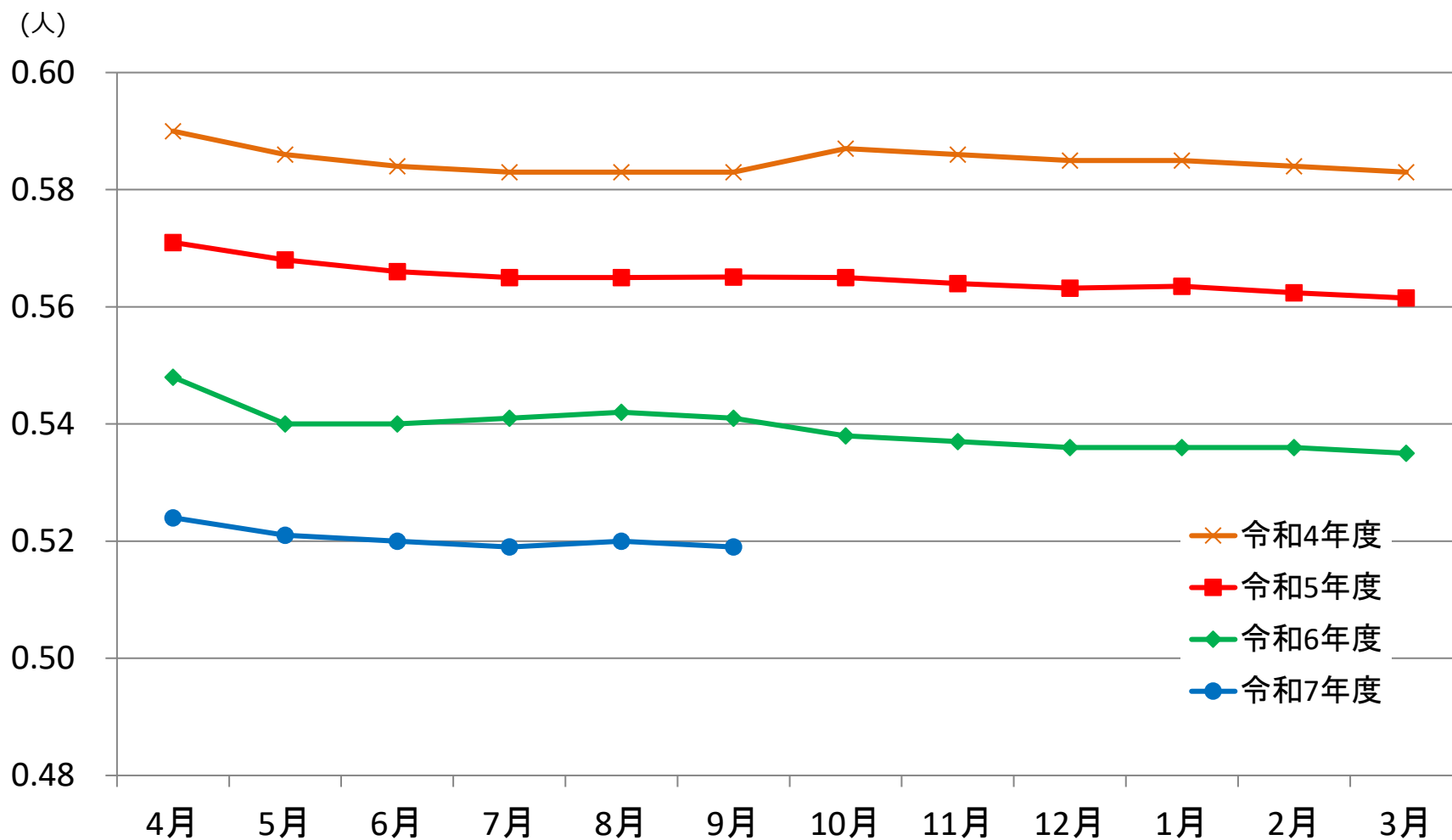
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	337,770	338,078	338,504	339,108	338,965	338,890	332,662	333,182	333,183	332,453	332,526	332,022
令和5年度	334,967	335,435	335,783	336,013	335,949	336,113	336,271	335,984	335,890	335,132	335,040	334,931
令和6年度	338,314	338,558	339,094	339,305	339,000	339,113	340,654	340,704	340,782	340,206	340,135	340,078
令和7年度	343,169	343,160	343,360	343,276	343,069	343,173						

被扶養者数の推移

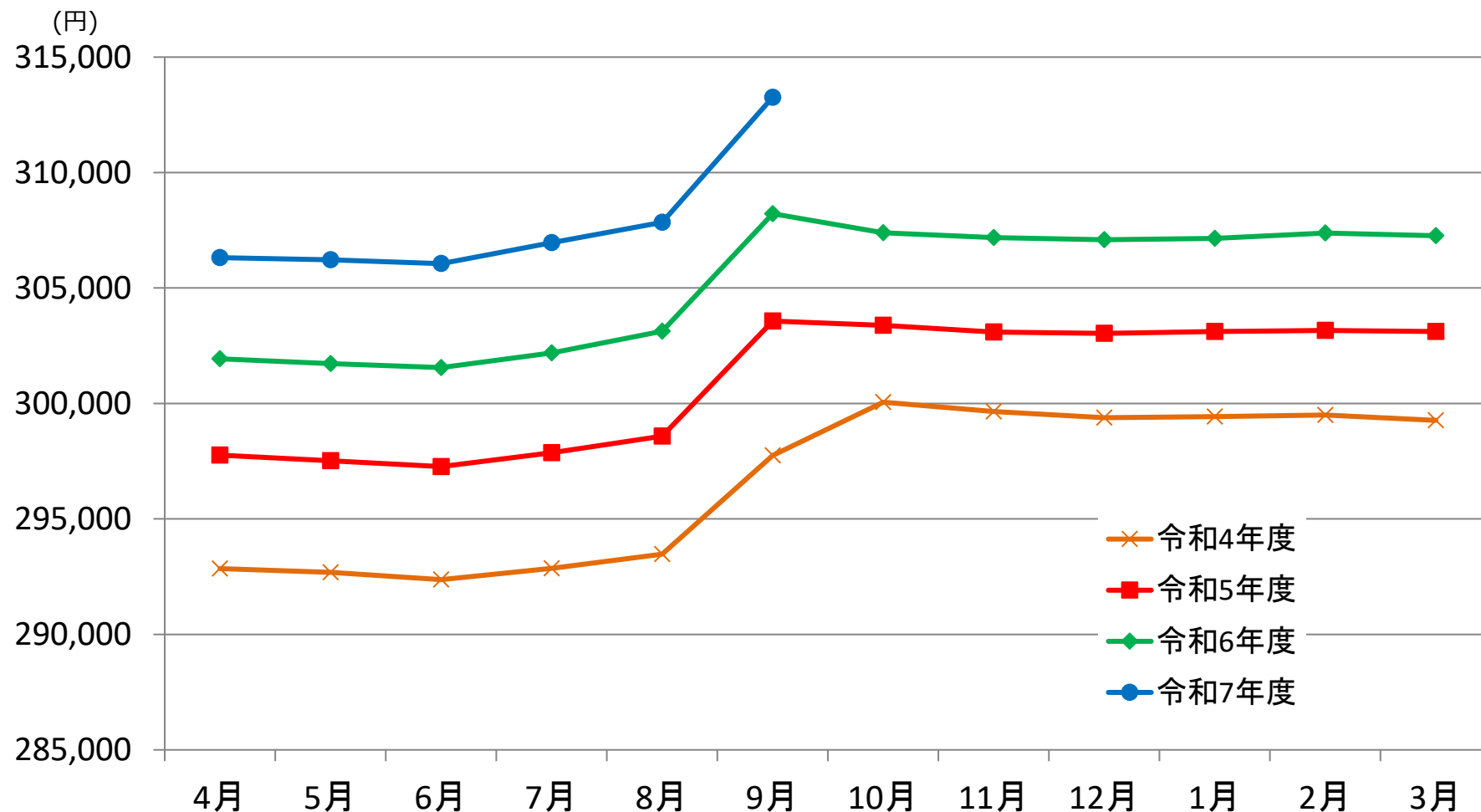


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	199,007	198,024	197,706	197,681	197,761	197,658	195,235	195,194	194,788	194,389	194,226	193,696
令和5年度	191,405	190,423	190,068	189,957	189,961	189,970	189,975	189,361	189,173	188,854	188,429	188,065
令和6年度	185,322	184,211	183,777	183,586	183,619	183,617	183,395	183,026	182,717	182,381	182,238	182,023
令和7年度	179,705	178,676	178,464	178,305	178,262	178,164						

扶養率の推移

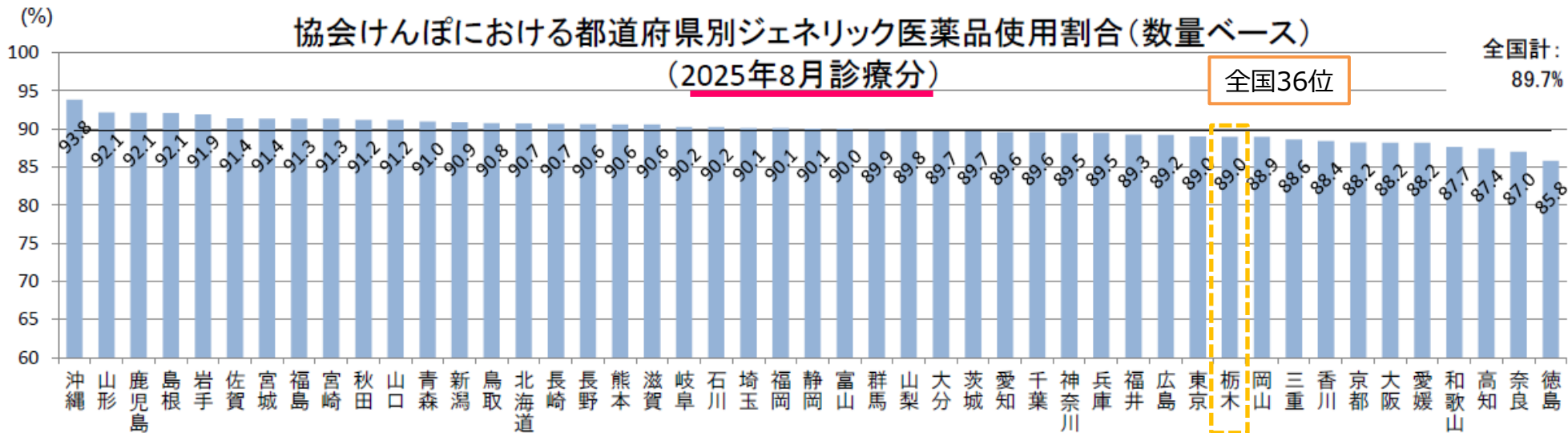


平均標準報酬月額の推移



協会けんぽにおける都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)

(2025年8月診療分)



注1. 協会けんぽ(一般分)の内科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。

注4. $[\text{後発医薬品の数量}] / ([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

栃木支部のジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)の推移

